



金沢市公報

第2660号

平成22年(2010年)6月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎目次	ページ	●教育委員会告示
●告示		○平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について(生涯学習課) 6
○自転車等を移動し、保管したことについて(歩ける環境推進課) 1		●選挙管理委員会告示
○自転車等を撤去し、保管したことについて() 2		○平成22年6月23日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について(選挙管理委員会) 6
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について(生活支援課) 3		○平成22年6月23日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について() 7
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について() 3		○参議院選挙区選出議員選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時について() 7
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について() 3		○参議院議員通常選挙に係る在外選挙人の不在者投票における投票用紙等の郵送等開始日について() 7
○生活保護法等の規定に基づく指定施術所の事業の廃止について() 4		○参議院議員通常選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について() 7
○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて(道路管理課) 4		●農業委員会告示
●公告		○平成22年第6回金沢市農業委員会総会の招集について(農業委員会事務局) 7
○金沢農業振興地域整備計画の変更について(農業総務課) 5		
○農業経営基盤強化促進基本構想の変更について() 5		
○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課) 6		

告 示

●金沢市告示第167号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 163台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成22年5月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成22年6月21日から同年9月20日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第168号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	19 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
田上町地内	自 転 車	3 台
北安江2丁目地内	自 転 車	1 台
小坂町中地内	自 転 車	3 台
入江3丁目地内	自 転 車	2 台
十一屋町地内	自 転 車	8 台
三馬3丁目地内	自 転 車	4 台
菊川1丁目地内	自 転 車	3 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	3 台
旭町3丁目地内	自 転 車	9 台
西泉1丁目地内	自 転 車	11 台
寺町1丁目地内	自 転 車	1 台

金石本町地内	自 転 車	3 台
片町1丁目地内	自 転 車	1 台
戸水1丁目地内	自 転 車	1 台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成22年5月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成22年6月21日から同年12月20日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら薬局 金沢大学前店	金沢市石引1丁目8番9号	平成22年4月1日
さくら薬局 金沢三馬店	金沢市三馬1丁目8番9号	平成22年4月1日
香林坊あおぞら薬局	金沢市片町1丁目1番30号	平成22年5月1日
クスリのアオキ長坂薬局	金沢市長坂3丁目1番35号	平成22年5月1日
中谷整形外科	金沢市泉本町4丁目12番地	平成22年6月1日

●金沢市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら薬局 金沢大学前店	金沢市石引1丁目8番9号	平成22年3月31日
さくら薬局 金沢三馬店	金沢市三馬2丁目245番地	平成22年3月31日
香林坊あおぞら薬局	金沢市片町1丁目1番28号	平成22年4月30日
泉ヶ丘二階堂薬局	金沢市泉野出町4丁目319番地	平成22年4月30日
中谷整形外科	金沢市泉本町4丁目12番地	平成22年5月31日

●金沢市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規

定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名称	所在地	
原 潤造	赤坂恵比寿接骨院	金沢市笠舞1丁目23番23号 パレット1階	平成22年4月1日
平林 祐一	ひらばやし接骨院	金沢市柳橋町甲13番地2	平成22年4月20日
大浦 渉	オール接骨院	金沢市大友町ハ135番地2	平成22年4月30日
大平 和幸	くらつき接骨院	金沢市南新保町口125番地1	平成22年5月24日

●金沢市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者から当該指定施術者の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名称	所在地	
株式会社 椿グループ 代表取締役 原 潤造	赤坂恵比寿接骨院	金沢市笠舞1丁目23番23号 パレット1階	平成22年3月31日

●金沢市告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

1 兼用工作物

森本124号堅田・河原市町線と二級河川大野川水系森下川の右岸堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

森下川 右岸 金沢市堅田町乙36番1地先から
金沢市河原市町ホ68番1地先まで
延長 402.4メートル

3 兼用工作物の管理

- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があって協議す

ることができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年6月21日から同年7月21日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成22年8月5日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成22年7月21日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の規定により石川県知事の同意を得て、同条第1項に規定する基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を金沢市産業局農林部農業総務

課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成22年6月21日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市高柳町二字19番1、20番1、47番及び48番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市入江2丁目82番地1 ノエビアビル1階 株式会社 フーズ・フォーラス 代表取締役 勘坂 康弘

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市直江町へ41番1及び41番3から41番7まで	道路 金沢市直江町へ41番4	金沢市八日市2丁目656番地 株式会社 アド・ホーム 代表取締役 能村 徹
金沢市南森本町ヌ16番1及び16番5から16番8まで	道路 金沢市南森本町ヌ16番1	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 第一地所 代表取締役 山岸 宏

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第5号

平成19年教育委員会告示第9号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成22年6月21日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第4項第2号の表中

金沢市夕日寺公民館ホール	を	金沢市夕日寺公民館ホール	に改める。
91平方メートル		90平方メートル	

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第37号

平成22年6月24日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年6月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成22年6月24日

午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第38号

平成22年6月23日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年6月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成22年6月24日

午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第39号

平成22年7月11日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成22年6月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

1 日 時 平成22年6月24日

午後5時30分から

2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所電子入札室

●金沢市選挙管理委員会告示第40号

平成22年7月11日執行予定の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される同令第53条第1項の規定により、在外選挙人の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する日を平成22年6月22日からと定めます。

平成22年6月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第41号

平成22年7月11日執行予定の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成22年6月22日からと定めます。

平成22年6月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

農 業 委 員 会 告 示**●金沢市農業委員会告示第6号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成22年第6回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとお

り告示します。

平成22年6月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

1 日時

平成22年6月28日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

◎正 誤

○平成22年2月22日付け金沢市公報第2648号

頁	箇所	誤	正
1	上から14行目	衆議院議員総選挙	石川県知事選挙

○平成22年3月31日付け金沢市公報号外第5号の9

頁	箇所	誤	正
4	上から13行目	東京公舎4号	金沢公舎4号

○平成22年4月12日付け金沢市公報第2653号

頁	箇所
15	上から8行目

誤			
頁	箇所	誤	正
8	上から8行目	理事長 開田 隆人	理事長 二俣 孝司

正			
頁	箇所	誤	正
7	上から8行目	理事長 開田 隆人	理事長 二俣 孝司
	下から15行目	理事長 開田 隆人	理事長 二俣 孝司

平成22年(2010年)6月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成22年(2010年)6月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)